

平成25年1月18日

保護者の皆様

千葉県立松戸向陽高等学校長 佐久間 敦子

青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）について

日頃より、本校教育活動へのご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。また、今週は15日からの下校指導にも理事の方々をはじめサポーターとして保護者の皆様に子どもたちの様子を見ていただきました。本校が少しずつ成長しているとの声も地域の方や中学校の方々から寄せられるようになりました。保護者の皆様と一緒に関わってくださることがこうした学校改善につながっていると心から感謝しております。

しかし、一方で一部生徒にはまだまだ私たちの思いが届かず、指導が伝わらない状況もございます。再三ホームページや学校便りでもお伝えして参りましたが、携帯電話やパソコンを使ってインターネットを利用する際に、様々なトラブルに巻き込まれるケースが増加しています。中でも、プロフィールサイトやブログ、ネット掲示板は、ネットいじめ、非行、犯罪被害などの温床ともなり、被害者にも加害者にもなり得る状況を生み出しています。そこで、県では、平成23年度から、青少年ネット被害防止対策事業（ネットパトロール）を実施し、青少年の利用頻度が高いサイトを監視することで、その防止に努めています。

具体的には、喫煙・飲酒・深夜徘徊・万引き（窃盗）等は当然法的根拠のあるやっではないことです。また、無断免許取得やオートバイ同乗等も校則という規則に則って禁止されています。これらの問題行動は厳しく罰せられ、指導される対象になります。積極的に飲酒や喫煙を勧める保護者はいないとしても、子どもを制御できずに見逃したり、許してしまうことのないよう、保護者として毅然とした対応をお願いします。保護者には子どもの問題行動を指導し改善させる責任があります。以前、少年の喫煙で保護者も逮捕される事案（愛知県）がありました。20歳未満の飲酒や喫煙、また青少年健全育成条例違反となる深夜徘徊も、同じように補導・逮捕事案の違法行為です。このことをしっかり認識していただきたいと思います。

1月のネットパトロールで、本校生徒の不適切な書き込み、写真、名簿の掲載事案が指摘され（16日）、現在確認と指導を行っているところです。「友人の家に遊びに行き泊る」等ということが日常化しているご家庭はありませんか。子どもの家庭外の行動を把握し指導監督する責任を問われることになります。カラオケは24時間営業の店が多く、成人した者なら朝まで過ごせる場所になっています。また飲酒や喫煙も可能な空間であるという問題もしっかり認識しなければなりません。問題行動は生徒自身の問題ですが、未成年、少年と知りながら入店させたり、飲酒・喫煙を看過したりした場合には厳しく責任が問われることです。学校としてこうした事案が確認できた場合は、本人への指導はもちろんですが、保護者の方も学校にお越しいただくことになります。重大案件になってからでは遅いのです。そうした問題行動を自慢げにネットに載せるということは、真面目に努力している多くの生徒の人権を侵害する行為です。多くの生徒が進路決定に努力している中で、様々な努力のすべてを打ち砕く行為です。誰が責任を負えるのですか？多くの生徒と、職員と、時には子どもとぶつかりながらも「だめなものはダメ」と壁になって子育てをしている保護者の努力を踏みにじることです。もう一度子どもとの関わりを振り返っていただき、お子様とその他の生徒たちの健全な成長にお互い協力して参りましょう。